港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全課
（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　土木工事用材料の試験（港湾空港技術対策官、港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［六～十五　略］

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務（港湾建設課及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　略］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四の二　略］

四の三　建設工事における入札制度に関する事務のうち、関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

［五・五の二　略］

六　特定荷主（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十六条に規定する特定荷主をいう。）の指定、指導及び監督に関すること。

六の二　［略］

［七～三十三　略］

三十四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること。

［三十五～四十　略］

港湾空港防災・危機管理課
建設行政課
建設産業・地方整備課
河川課
道路建設課
道路管理課
建設工務室
営繕課
営繕監督保全課
（技術管理課の所掌事務）

第六十二条の二　技術管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　土木工事用材料の試験（港湾計画課、港湾建設課及び空港整備課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

［六～十五　同上］

（港湾計画課の所掌事務）

第六十三条　港湾計画課は、次に掲げる事務（港湾建設課、港湾空港技術対策官及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～四　同上］

（建設産業・地方整備課の所掌事務）

第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四の二　同上］

［号を加える。］

［五・五の二　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

［七～三十三　同上］

三十四　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること。

［三十五～四十　同上］